

株式会社〇〇〇〇 御中

2019 年度
中小企業等特許情報分析活用支援事業
特許情報分析報告書
(審査請求段階)
〔特願 20**-*****〕



2019 年**月**日

(株)アビリティ・インタービジネス・ソリューションズ

I P サポートセンター

特願 20**-*****に係る審査請求前調査に関するご報告

2019年**月**日
 (株)アビリティ・インタービジネス・ソリューションズ
 IPサポートセンター
 担当：〇〇〇〇
 報告責任者：菅野貴志

受注日	2019年〇月〇〇日
入金確認日	2019年〇月〇〇日
ご依頼人名称	株式会社〇〇〇〇
ご担当者	知的財産部 第一権利化係 △△ △△ 様

調査対象

出願番号（優先権主張番号）	特願20**-*****（20**-*****、20**-*****）
出願日	20**年**月**日
優先日	20**年**月**日、20**年**月**日（全2件）
公開番号	特開20**-*****
出願人	株式会社〇〇〇〇
発明者	〇〇 〇〇、〇〇 〇〇
代理人	〇〇 〇〇
調査対象請求項	請求項 1

総合判定	B（A：先行技術なし、B：修正を要す、C：権利化困難）
------	-----------------------------

1. 調査対象請求項

請求項 1

- 〔1-A〕 *****を有する XXXXX、および
- 〔1-B〕 *****を有し、
- 〔1-C〕 *****値が式：*****、および
- 〔1-D〕 *****値が式：****を満たす*****であり、
- 〔1-E〕 *****が下記式（a）～（*）*****の少なくとも1つ以上を満たすことを特徴とする、*****。

請求項 1

- 〔2-A〕 XXXXX が xxxx であることを特徴とする、請求項 1 に記載の*****。

2. 調査方針／観点

◆観点

本調査は、以下の観点にて文献を収集し、拒絶理由の観点で調査を実施してあります。

- ・前記要件 1-C、1-D、及び 1-E に関する記載を重視し、要件 1-A 及び 1-B についてはあまりこだわらずに文献を収集しました。
- ・*****値については、****や*****など、*****値を算出可能な数値がそろっていて、該当することが導き出せるような文献も収集しました。
- ・要件 1-A については、*****又は*****している場合には、該当する文献とみなしていません。
- ・要件 1-B について、*****の*****が*****であることを示す記載があれば、該当するものとみなしてあります。また、*****の記載から要件 1-A 及び要件 1-B の技術的な意義は、「*****と*****との*****度」を小さくすることにあると考えられるため、*****ことが開示されていれば、本件発明との関連性があるものとして報告することにしてあります。

3. 調査対象文献

- ・日本特許調査 [A、U、T、TU、S、SP、U9、B、Y、B9、Y9 (公開特許、公開実用新案特許公開、公表特許、公表実用新案、再公表、登録実用新案、公告特許、公告実用新案、特許公報、実用新案登録)]

4. 使用データベース

- ・日本特許調査：JP-NET (20**年**月**日蓄積分まで)

種別	収録期間
公開特許公報 (A)	昭和 46 年 7 月～
公開実用新案公報 (U)	昭和 46 年 9 月～
公表特許公報 (T)	昭和 54 年 7 月～
公表実用新案公報 (TU)	昭和 54 年 9 月～
再公表特許公報 (S)	昭和 54 年 9 月～
登録実用新案公報 (U9)	平成 6 年 7 月～
先行再公表 (SP)	平成 20 年 1 月～
公告特許公報 (B)	昭和 46 年 1 月～平成 8 年 3 月(最終公報)
公告実用新案公報 (Y)	昭和 46 年 1 月～平成 8 年 3 月(最終公報)
特許公報 (B9)	平成 8 年 5 月～
実用新案登録公報 (Y9)	平成 8 年 5 月～

5. 検索式

◆優先権への遡及について

本件においては、今回調査対象となる請求項に含まれる全ての構成要件が、優先権の基礎となる出願 2 件のいずれかに記載されていたため、2 件目の優先日を基準として検索式を作成してあります。検索式については、添付の「検索式.PDF」をご参照ください。

なお、検索式中の略号は以下の意味です。

FTM=F ターム； HTX=全文キーワード検索； HTC=発明の名称+要約+クレームベースのキーワード検索； HTI=発明の名称ベースのキーワード検索
 (キーワード検索は、部分一致検索となりますので、単語の一部の文字であっても一致すればヒットします)

検索式中に用いられている F タームと FI の定義については添付の「関連特許分類.xlsx」をご参照ください。

6. 調査結果

上記検索式に基づきヒットした 434 件及び前記文献に記載されていた引用文献 3 件について拒絶理由の観点でスクリーニングを行いました。

今回の調査の結果、本件調査対象請求項 1 に記載の全ての構成要件について開示されている文献は見られませんでした。しかしながら、*****の方向は、すなわち***方向と同じであり、*****の****は、通常、*****等により***方向に行われますので、特に開示されていない場合の*****方向は、長手方向であると推察されます。従って、*****の方向が明示されていない文献についても、長手方向以外であることを示唆するような記載が無い限り、他の要件さえ満たしていれば新規性を否定することが可能と考えられます。このような文献は、2 件発見されました。他にも組み合わせることにより進歩性を否定することが可能と考えられる文献が 3 件ありましたので、以下に報告させていただきます。

抽出文献			
番号	関連性	公報番号 (公関係公報優先)	関連する調査対象請求項
文献 1	同一	特開20**-20****	請求項 1、2
文献 2	同一	特開20**-16****	請求項 1
文献 3	類似	特開20**-0****	請求項 1
文献 4	類似	特開20**-1****	請求項 1
文献 5	参考	特開20**-07****	請求項 1

◆先行文献 1 (特開 20**-***** ; (株) *** ; 優先日前公知) について

文献 1 の実施例 3、4、5、及び 7 で製造されている*****処理された*****及びそれを用いて製造された*****が、本件調査対象の要件 1-B~1-E を満たしています (表 1 参照 ; 但し、*****の測定波長は***** nm)。*****に関しては、実施例 1 に*****する工程が記載されていますが、***方向に関する明示はありません。しかしながら、前記のとおり*****は、長手方向に対して行われるのが一般的であり、文献 1 には特に長手方向ではないと考えるべき理由がありませんので、実施例 3、4、5、及び 7 で製造されている*****及びそれを用いて製造された*****は、本件調査対象の請求項 1 に該当すると推測することができます。また、文献 1 の段落【0025】には XXXX の例として xxx 記載されています。従って、文献 1 は、本件調査対象請求項 1 及び請求項 2 の新規性を否定することが可能と考えます。

◆先行文献 2 (特開 20**-16**** ; ***(株) ; 優先日前公知 ; J P 引用文献) について

文献 2 の実施例 1、2、7、及び 8 も、文献 1 と同様に、本件調査対象の要件 1-B~1-E を満たしています (表 1 参照 : 但し、****の測定波長は**** n m)。従って、文献 1 と同様に、文献 2 も本件調査委対象請求項の新規性を否定することが可能と考えます。

◆先行文献 3 (特開 20**-0**** ; (株) **** ; 優先日前公知 ; J P 引用文献)、及び
先行文献 4 (特開 20**-1**** ; (株) **** ; 優先日前公知) について

文献 3 及び 4 には、本件調査対象の要件 1-A 及び 1-C~1-E に該当する記載がありますが、****の方向に関する記載がありません。****に関しては具体的に記載もあるのですが、製造方法のみからでは製造物における****の方向は一義的に導き出せないと思われます。文献 3 及び 4 の記載から****の方向が或る程度でも推測ができるか、或いは要件 1-B が出願時において当業者にとって周知の技術であれば、文献 3 により新規性を否定できる可能性があると考えます。

◆先行文献 5 (20**-07**** ; **** (株) ; 優先日前公知) について

文献 5 は、技術的な観点から要件 1-A 及び 1-B の進歩性を否定するための資料となりうると考えます。すなわち、前記観点欄でも記載しましたが、*****の段落【0 1 **】の記載から要件 1-A 及び要件 1-B は、それぞれ単独では技術的な意味が無く、製造時に****と****との****度を小さくするための手段であると考えられます。従って、*****時に****と*****とを*****になるように重ねることが開示されていれば、要件 1-A 及び 1-B の進歩性を否定するための資料となりうると考えます。あるいは、****時に****と*****とを*****になるように重ねることが出願前から当業者に周知であれば、当該部分が明示されていない文献 (例えば、文献 3 及び 4) も新規性を否定するための資料となり得ます。

<総評>

請求項 1 については、請求項 1 の要件全てを明示的に開示している文献は発見できませんでしたが、要件 1-A は、技術的にそれほど重要な要件とも思えませんし、ありきたりであり特殊な要件とも思えません。すなわち、要件 1-A は本技術分野において通常用いられる技術であり、明示されていなくても該当する発明が実施されていると推定することができますので、文献 1 や文献 2 によって、現状の請求項であれば新規性が否定される可能性が高いと考えます。また、文献 5 に記載されているように「*****時に****と*****とを*****になるように重ねること」が出願前から知られておりましたので、現行の請求項 1 について新規性が認められたとしても進歩性が否定されると考えられます。

また、請求項 2 については、文献 1 に XXXX の例として xxxxx が記載されておりますので、文献 1 によって請求項 1 と同様に新規性及び/又は進歩性が否定されると考えられます。

<対策>

本調査対象発明の実施例で行われている*****の測定波長は***** nmでした。文献1や文献2に開示されている*****の測定波長は***** nmでしたし、本調査対象発明の効果である*****についての記載は文献1や文献2にはありませんので、測定波長の違いに技術的に有意義な違いがあるのであれば、測定波長を数値限定することにより権利化を目指すことが可能と思われま

以上

添付資料： (1) 検索式.PDF
(2) 関連特許分類.xlsx

本件に関して、ご不明な点や更なる調査のご要望がありましたら、遠慮なくご連絡ください。

(株) アビリティ・インタービジネス・ソリューションズ IP サポートセンター

〒 101-0047 東京都千代田区内神田 2-15-4 司ビル 6階

Tel 03-5296-7414 Fax 03-3255-8621

担当：〇〇 〇〇/菅野 貴志